

国立大学法人島根大学と出雲市との包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）と出雲市は、連携・協力し、相互の発展に寄与することを目的として、本協定を締結する。

(連携・協力)

第2条 島根大学と出雲市は、次の事項について連携・協力する。

- (1) まちづくりに関する事項
- (2) 産業振興に関する事項
- (3) 人材育成に関する事項
- (4) 地域医療の充実に関する事項
- (5) 保健・福祉の推進に関する事項
- (6) 教育・文化の振興に関する事項
- (7) 国際交流の推進に関する事項
- (8) その他両者が必要と認める事項

(協議)

第3条 この協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項については、両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、島根大学と出雲市のいずれからも改定の申入れがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

2 島根大学と出雲市は、この協定の有効期間中であっても、双方協議してこの協定書を改定することができる。

この協定締結の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年 8月 4日

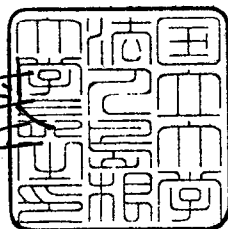
国立大学法人島根大学

出雲市

島根大学長

出雲市長

山本 廣基



長岡 秀人

